

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
第2章 東伊豆町の現状と課題	3
1 東伊豆町の現状.....	3
2 町民アンケート調査結果の概要.....	9
3 課題.....	24
第3章 計画の基本理念と目標	28
1 計画の基本理念.....	28
2 施策の体系.....	29
3 計画の基本目標.....	30
第4章 施策の方向性	31
1 人を育てよう.....	31
2 地域を育てよう.....	37
3 必要な人に必要なサービスを提供しよう.....	39
4 みんなが安心して暮らせるまちをつくろう.....	47
第5章 計画の推進	53
1 計画の普及・啓発活動.....	53
2 協働による計画の推進.....	53
資料編	55
1. 町内の主な活動団体について.....	55
2. 東伊豆町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	58
3. 東伊豆町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	60
4. 計画の策定経過.....	60

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本町では、平成18年3月に「東伊豆町地域福祉計画」を策定し、『誰もが笑顔で暮らし続けることができる地域づくり』を基本理念に掲げ、公的な支援と地域での助け合いや支え合いの支援による地域福祉の推進に努めてきました。

計画策定から5年が経過するなか、介護保険法、障害者自立支援法などの高齢者や障がいのある人に対する国の社会福祉制度の改正により、在宅生活における自立支援の基盤づくりが進められてきました。また、児童福祉についても、次世代を見守り育む場として地域社会を位置づけたまちづくりが進められてきました。

一方で、少子高齢化の進行や障がいのある人の増加、核家族化などによる家庭機能や地域社会のつながりの希薄化などを背景に、福祉サービスに対するニーズも多様化、複雑化しています。

このような状況のなか、総人口の減少とともに、出生数の低下、65歳以上の高齢者人口の増加により、平成22年4月1日時点で高齢化率は30%を超えており、今後さらなる人口減と高齢化の進行が予想されます。

また、核家族化に伴い高齢者のみの世帯が増加傾向にあることや、近所付き合いが希薄化してきていることなどにより、地域コミュニティの活性化や住民相互のつながりを維持していくことが今後ますます重要となってきました。

地域住民がより豊かに日常生活を過ごしていくためには、住民一人ひとりの幸せな暮らしを支え、多様なニーズに対応していくことができるよう、新たな協働づくりや地域ケア体制の構築などを進め、住民、地域の団体・機関、行政などにおけるネットワークをつくり、福祉コミュニティを構築することが求められています。

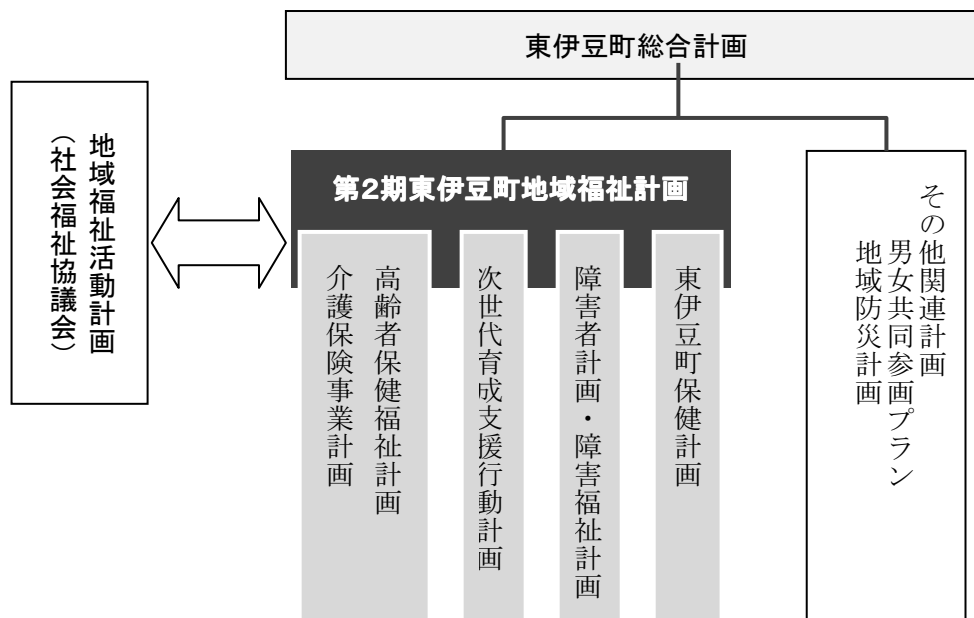
「第2期東伊豆町地域福祉計画」（以下「本計画」という。）では、このような考え方を基本としつつ、これまで地域で進められてきた活動や取り組みをより活性化させるための、さまざまな仕組みづくり、住民、地域の団体・機関、行政などのネットワークづくりを進め、町民のだれもが不安なく、地域で幸せに暮らせるまちづくりを進めます。

2 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、本町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

高齢者福祉、子育て支援、障害者福祉等、他の福祉分野における行政計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、障害者基本計画・障害福祉計画）との整合・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

■地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間として策定します。

また、5 年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状・課題の抽出と、計画の内容について、調査、審議を行いました。

第2章 東伊豆町の現状と課題

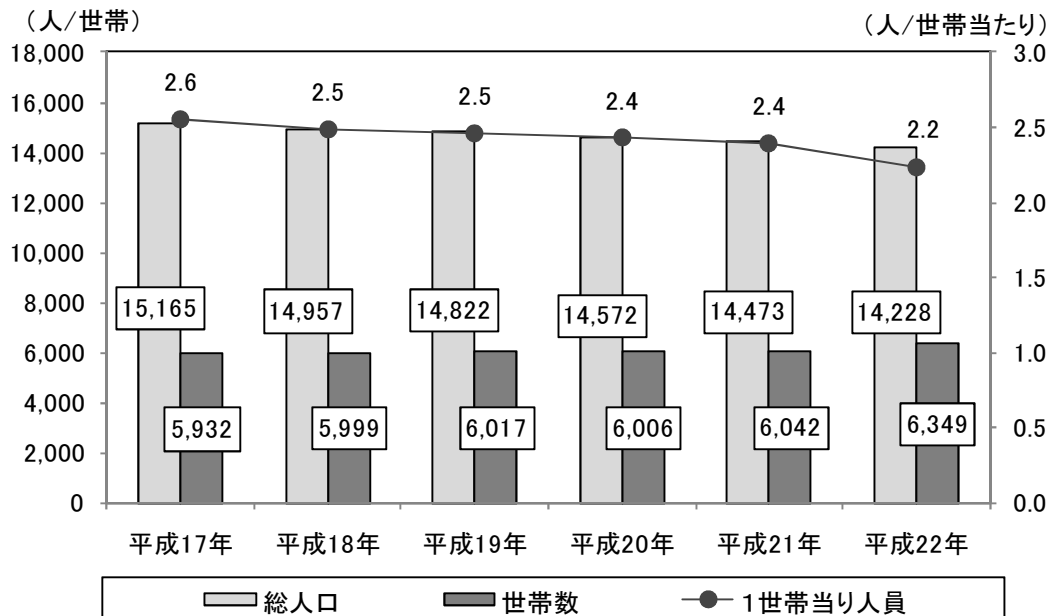
1 東伊豆町の現状

(1) 総人口、世帯の推移

平成22年4月1日の総人口は14,228人で、この5年間で約1,000人減少しています。

世帯数は、やや増加しており、1世帯当たりの人員は2.2人と減少しています。

■総人口・世帯数の推移

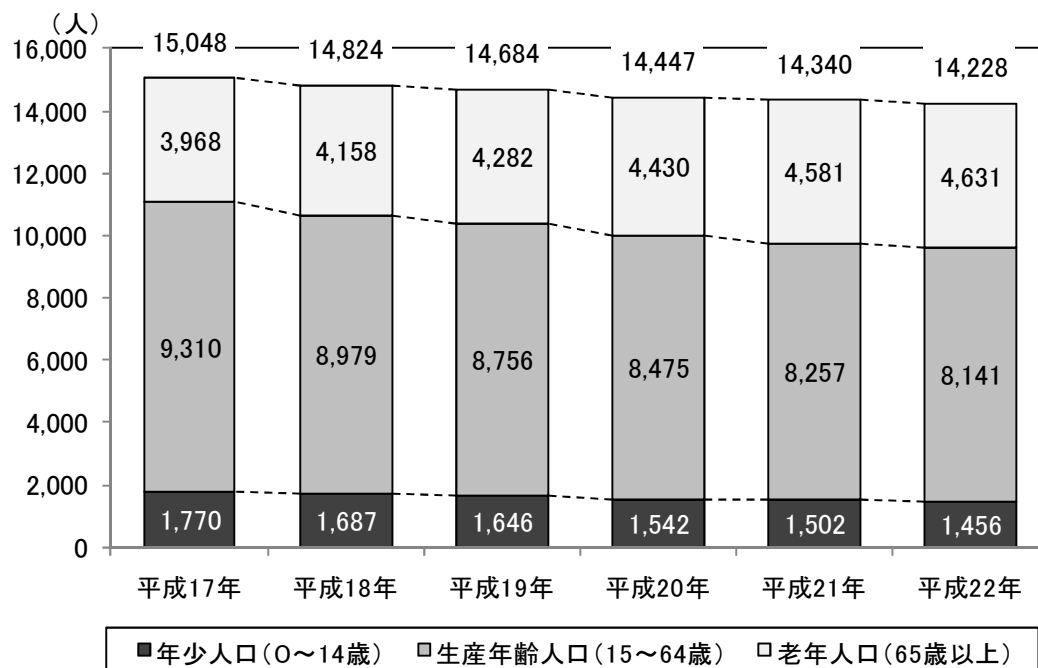


資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 年齢3区分の人口の状況

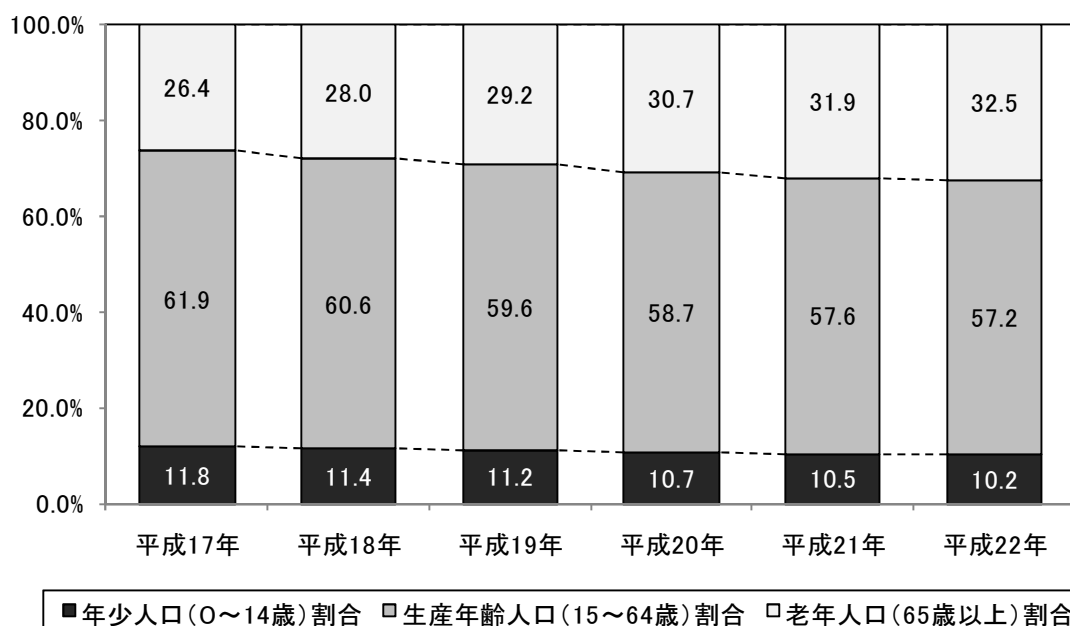
年齢3区分別人口の推移をみると、平成17年以降の5年間で、老年人口（65歳以上）割合が年約1%前後のペースで増加しており、平成22年で32.5%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 世帯の状況

①ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どものいるひとり親世帯は、母子・父子世帯ともに減少傾向にあります。

■ひとり親世帯の推移

(世帯)

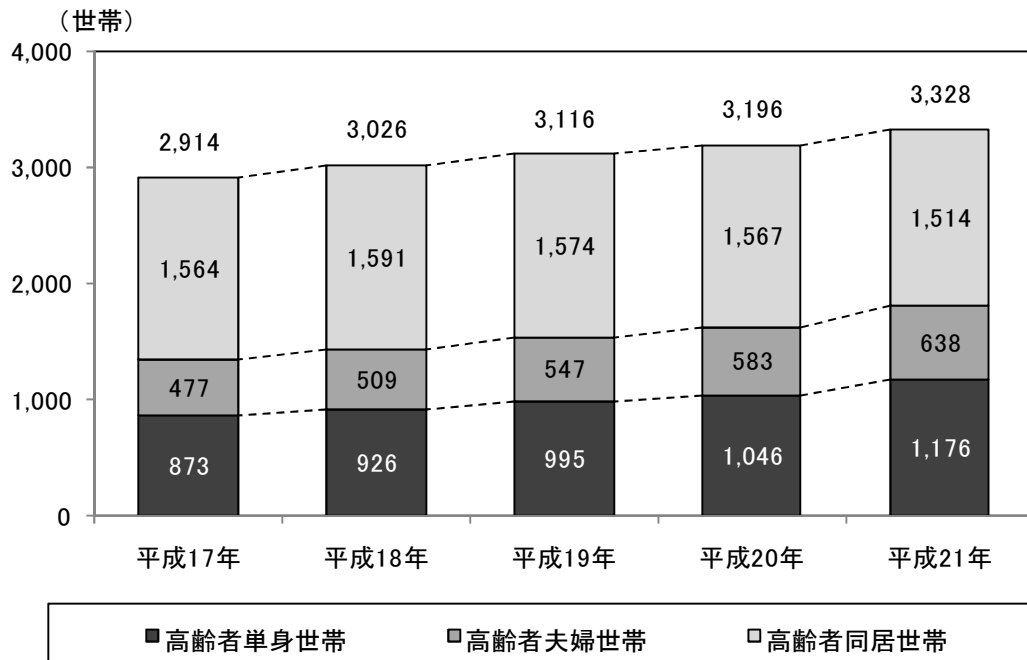
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
母子世帯	181	162	124	122	119
父子世帯	23	19	21	12	8

資料:国勢調査

②高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯は増加傾向にあります。特に高齢者単身世帯は平成21年で1,176世帯となっており、この4年間で303世帯増加しています。また、高齢者夫婦世帯についても平成21年で638世帯となっており、この4年間で161世帯増加しています。

■高齢者のいる世帯の推移



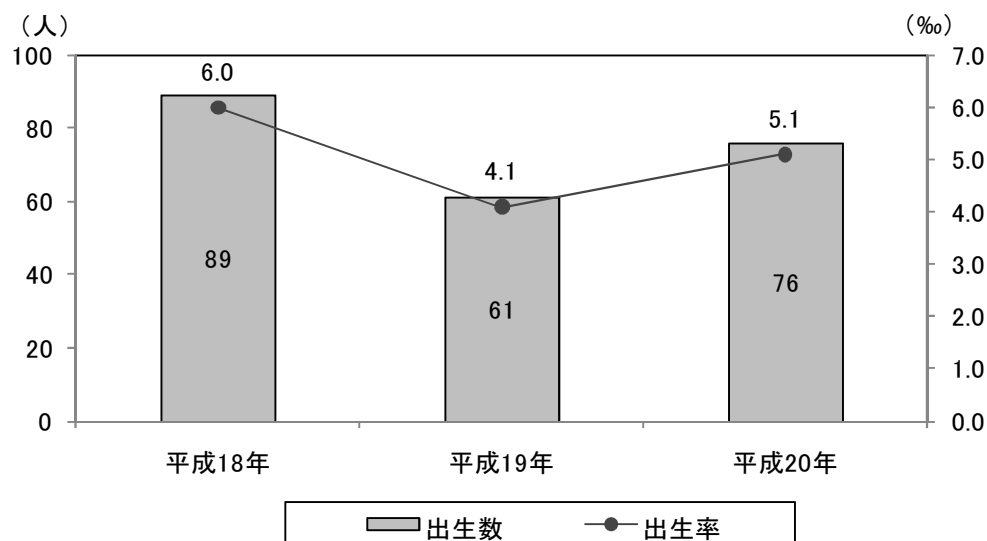
資料:東伊豆町住民福祉課

(4) 子どもの状況

① 出生数の推移

出生数をみると、平成20年では76人、出生率は5.1%となっており、平成18年から出生数は13人、出生率は0.9ポイント減少しています。

■ 出生数と出生率の推移



資料: 人口動態統計総覧

② 児童手当の受給状況

児童手当の受給状況は、平成21年では655人となっており、平成18年からは115人減少しています。

■ 児童手当の受給者数の推移

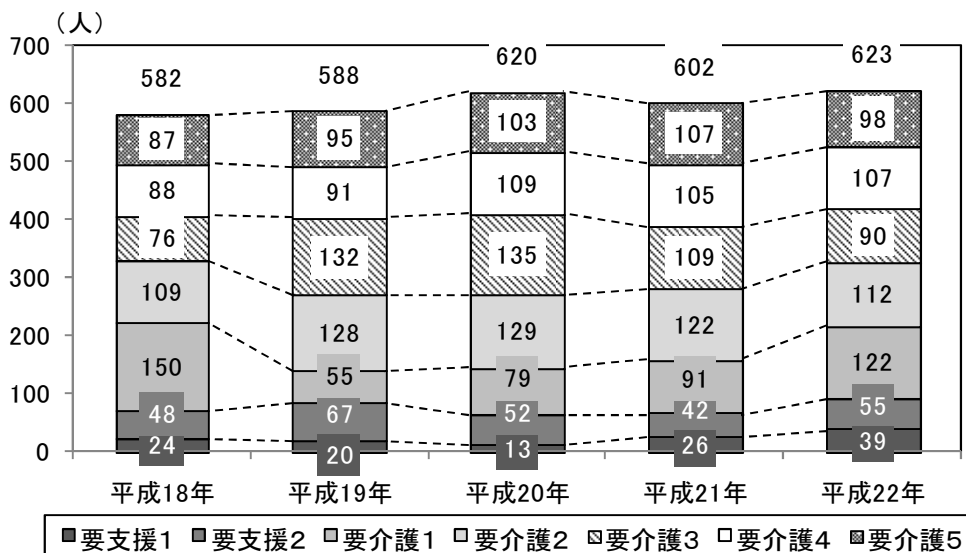
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
児童手当受給者数	770	737	687	655

資料: 東伊豆町住民福祉課

(5) 要介護認定者の状況

要介護認定者数は、横ばい傾向にあります。要介護3以上の人が平成18年以降増加しています。特に要介護4は平成22年で107人となっており、この4年間で20人近く増加しています。

■要介護認定者の推移

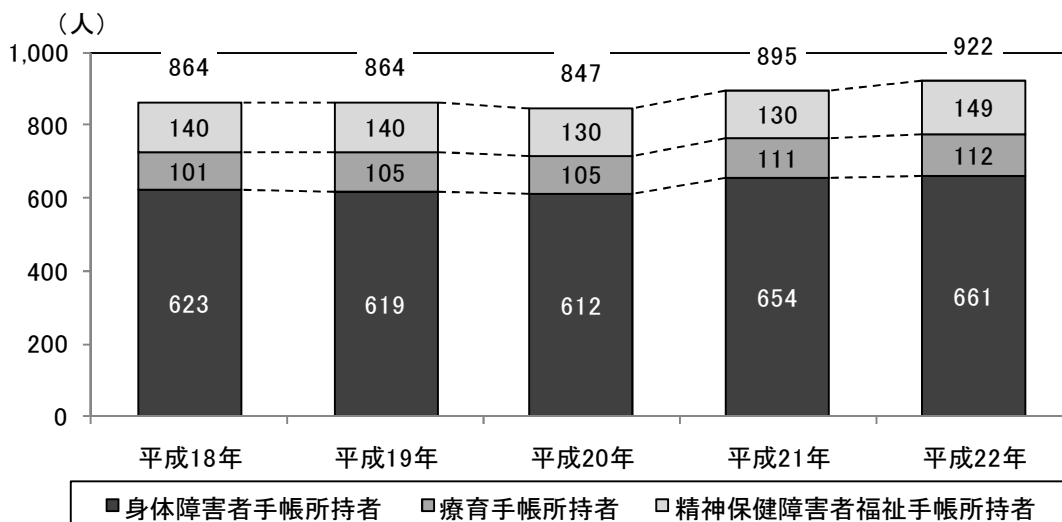


資料: 東伊豆町介護保険事業状況報告(各年10月月報)

(6) 各種障害者手帳所持者数の推移

各種障害者手帳所持者数は増加しています。特に身体障害者手帳所持者数は平成22年で661人となっており、この4年間で38人増加しています。

■各種手帳所持者数の推移



資料: 東伊豆町住民福祉課

(7) 地域を取り巻く現状

①自治会加入率

自治会加入世帯数は、平成 22 年で 4,509 世帯、加入率は 71.02%となっており、この 4 年間で加入世帯数は 283 世帯減少、加入率は約 5%減少しています。

(世帯、%)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
加入世帯数	4,792	4,743	4,533	4,515	4,509
加入率	75.97	75.21	73.24	71.15	71.02

資料: 東伊豆町企画調整課

②隣組加入世帯の推移

隣組加入世帯数は、平成 22 年で 4,509 世帯となっており、この 4 年間で 283 世帯減少していますが、組数-班数は増加しています。

(世帯、班)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
隣組世帯数	4,792	4,743	4,533	4,515	4,509
組数-班数	387	398	400	404	406

資料: 東伊豆町企画調整課

③民生委員及び主任児童委員数の推移

民生委員及び主任児童委員数はこの 4 年間同水準を維持しています。

(人)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
民生委員児童委員	40	40	40	40	40
主任児童委員	3	3	3	3	3

資料: 東伊豆町住民福祉課

④ボランティア登録数の推移

ボランティア団体数は増加傾向にあります。ボランティア登録人数は、平成 19 年以降大幅な減少となっていますが、これは、ボランティア登録者の整理を行なったことが大きな要因となっています。ボランティアに登録しているが活動実績のない人、高齢によって活動が難しくなった人、団体登録で複数登録になっている人等の見直しを行い、実働人数の把握に努めています。

(団体、人)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
ボランティア団体数	19	19	25	25	24
ボランティア登録人数	383	377	348	336	288

資料: 東伊豆町社会福祉協議会

2 町民アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

平成 22 年度の計画見直しに向け、「第 2 期東伊豆町地域福祉計画策定に係る町民アンケート」を実施しました。

- 調査地域 : 東伊豆町全域
- 調査対象 : 町内在住の 18 歳以上の町民
- 実施時期 : 平成 22 年 10 月 25 日～11 月 12 日
- 標本数 : 1,000 サンプル
- 回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,000	413	41.3%	412	41.2%

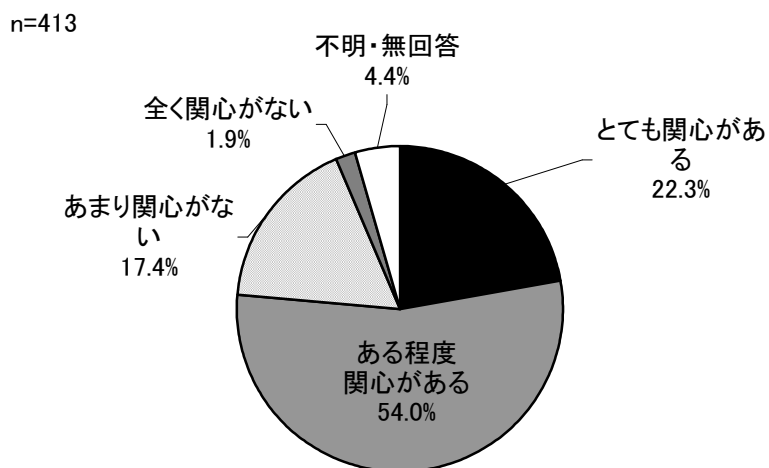
➤ グラフの見方

- グラフ及び表の n 数 (number of case) は、サンプル数 (集計対象者総数) を表しています。
- 回答結果の割合 (%) は有効サンプル数 (集計対象者総数) に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答 (複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式) であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答 (複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式) の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

(2) 調査結果

①福祉についての関心度

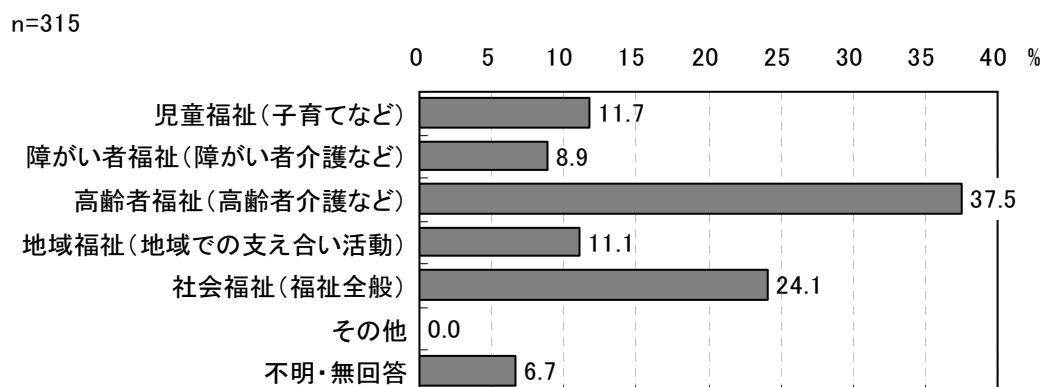
福祉の関心については、「ある程度関心がある」が54.0%と最も多く、次いで「とても関心がある」が22.3%、「あまり関心がない」が17.4%、「全く関心がない」が1.9%となっています。



②特に関心のある福祉の分野

特に関心のある福祉の分野については、「高齢者福祉（高齢者介護など）」が 37.5%と最も多く、次いで「社会福祉（福祉全般）」が 24.1%となっています。

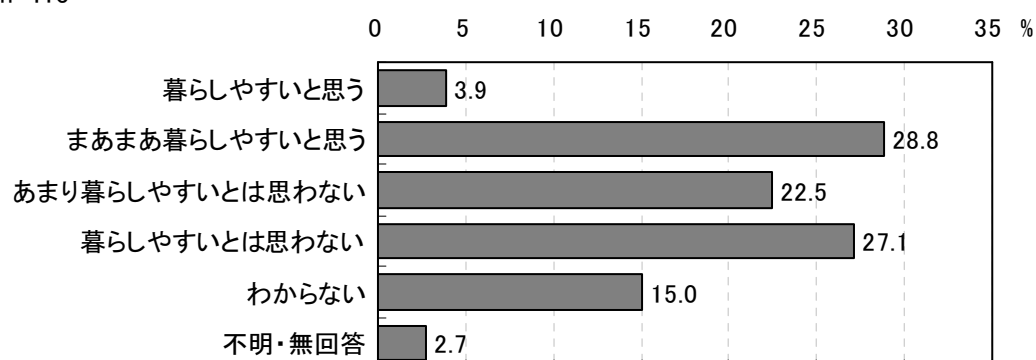
n=315



③高齢者、障がいのある人などにとって暮らしやすいまちだと思うか

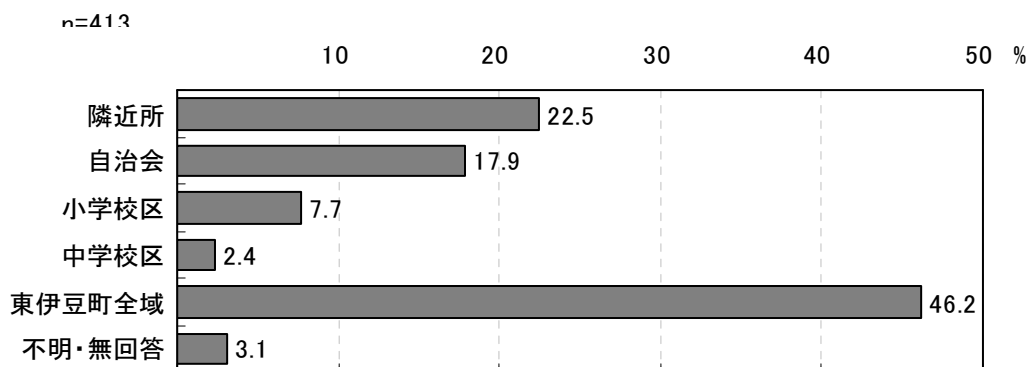
東伊豆町が子どもや高齢者、障がいのある人などにとって暮らしやすいまちであるかについては、「まあまあ暮らしやすいと思う」が 28.8%と最も多く、次いで「暮らしやすいとは思わない」が 27.1%、「あまり暮らしやすいとは思わない」が 22.5%となっており、『思わない』と感じている割合が多くなっています。

n=413



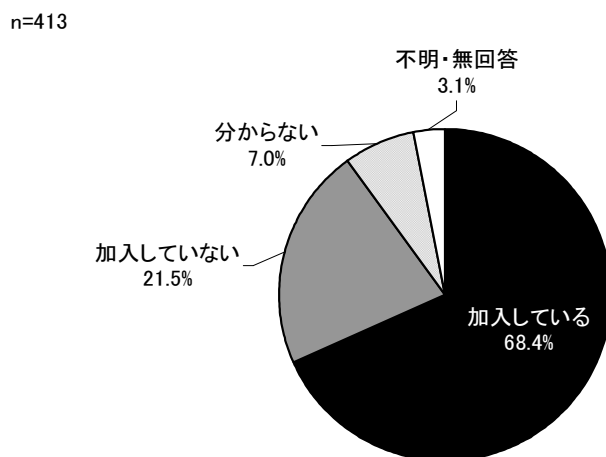
④あなたが考える「地域」の範囲について

地域の範囲については、「東伊豆町全域」が46.2%と最も多く、次いで「隣近所」が22.5%、「自治会」が17.9%となっています。



⑤隣組の加入状況

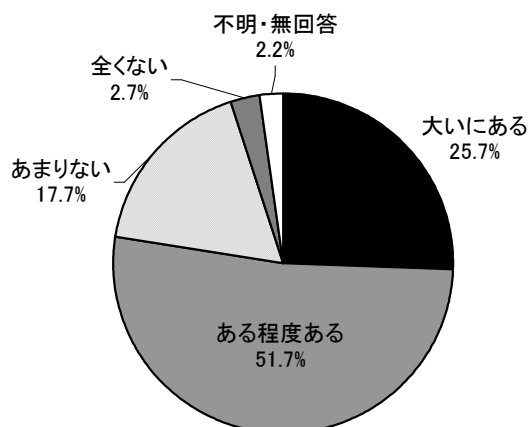
隣組の加入状況については、「加入している」が68.4%、「加入していない」が21.5%、「分からない」が7.0%となっています。



⑥地域への愛着度

地域への愛着度については、「ある程度ある」が51.7%と最も多く、次いで「大いにある」が25.7%、「あまりない」が17.7%となっています。

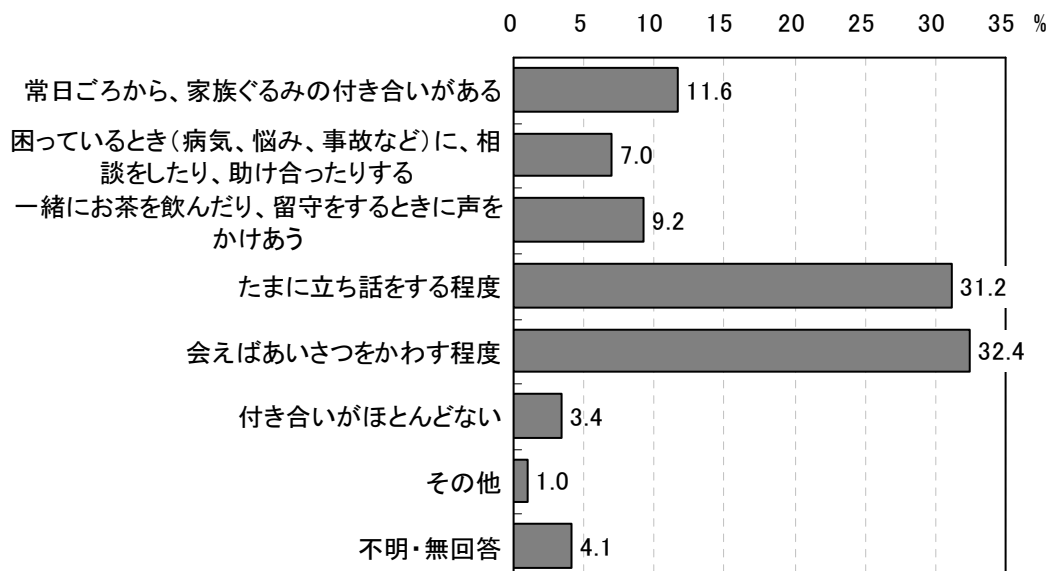
n=413



⑦ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしているか

ふだんの近所付き合いについては、「会えばあいさつをかわす程度」が32.4%、次いで「たまに立ち話をする程度」が31.2%となっています。

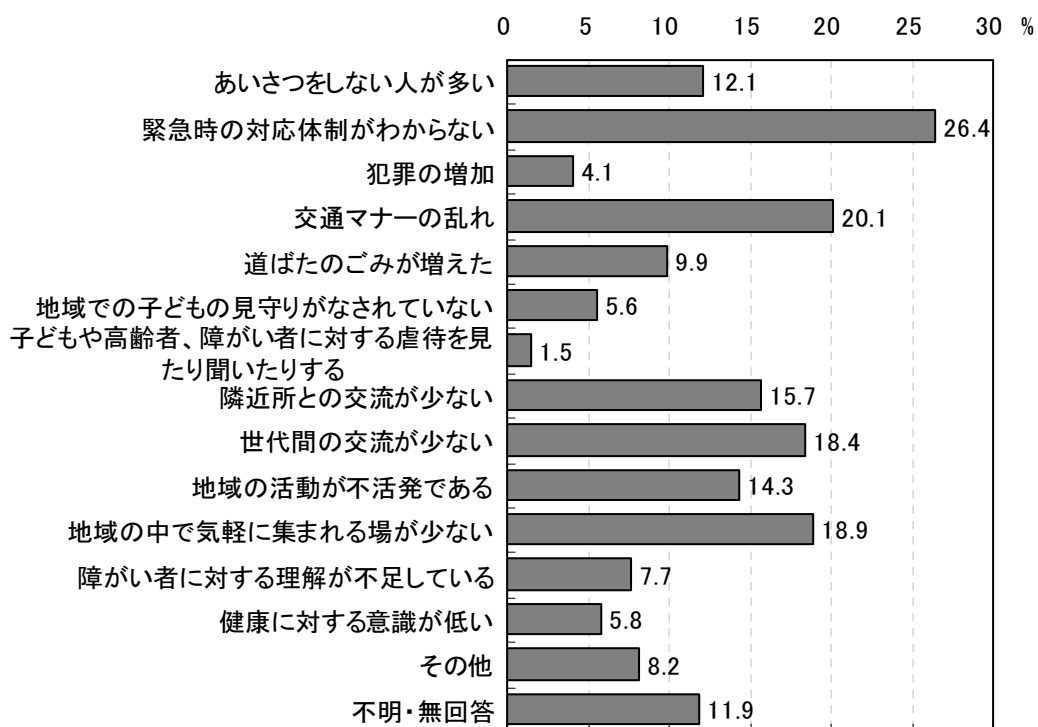
n=413



⑧地域の中での問題点と思うもの

住んでいる地域の中での問題点と思うものについては、「緊急時の対応体制がわからない」が26.4%と最も多く、次いで「交通マナーの乱れ」が20.1%、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」が18.9%、「世代間の交流が少ない」が18.4%となっています。

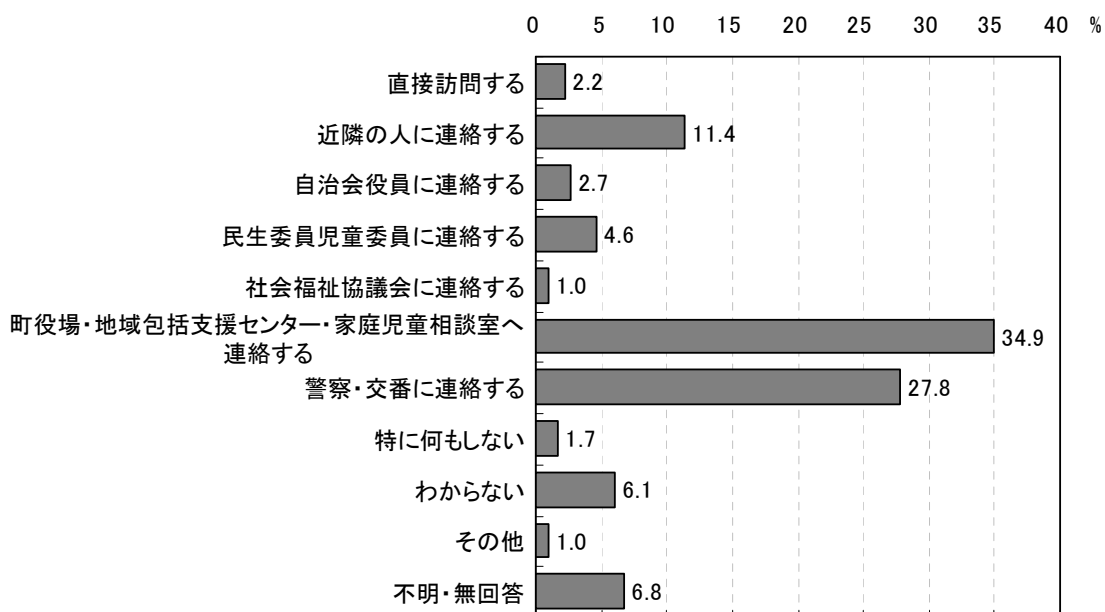
n=413



⑨自分の周辺で孤独死や児童虐待などが起きるおそれがあった場合の対応

自分の周辺で孤独死や児童虐待などが起きるおそれがあった場合の対応については、「町役場・地域包括支援センター・家庭児童相談室へ連絡する」が34.9%と最も多く、次いで「警察・交番に連絡する」が27.8%となっています。

n=413

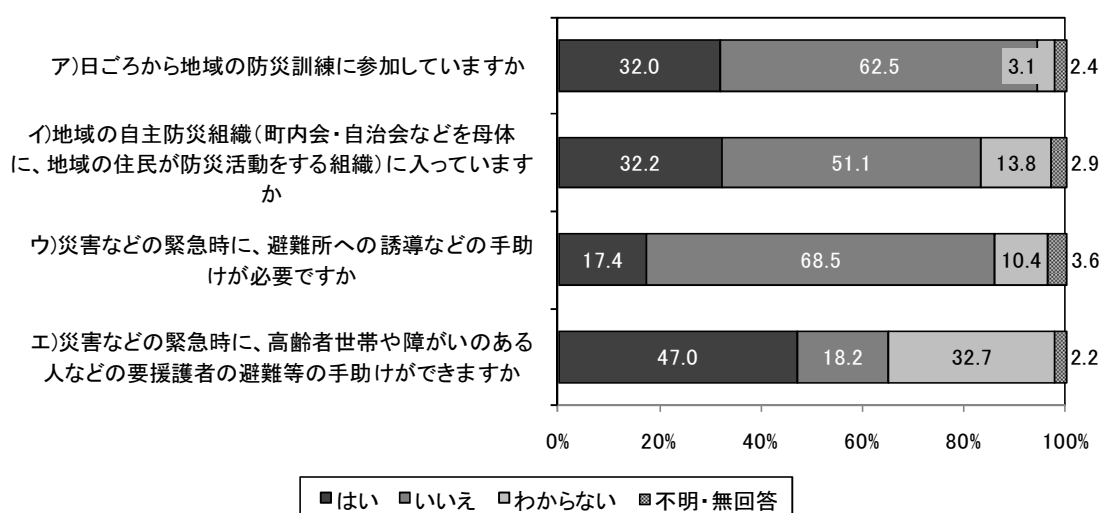


⑩防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時の対応について

防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時の対応については、「エ）災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある人などの要援護者の避難等の手助けができますか」を除くすべての項目で「いいえ」が5割以上と最も多くなっています。

「エ）災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある人などの要援護者の避難等の手助けができますか」については、「はい」が47.0%と最も多くなっていますが、その一方で「わからない」が32.7%と他の項目と比べて多くなっています。

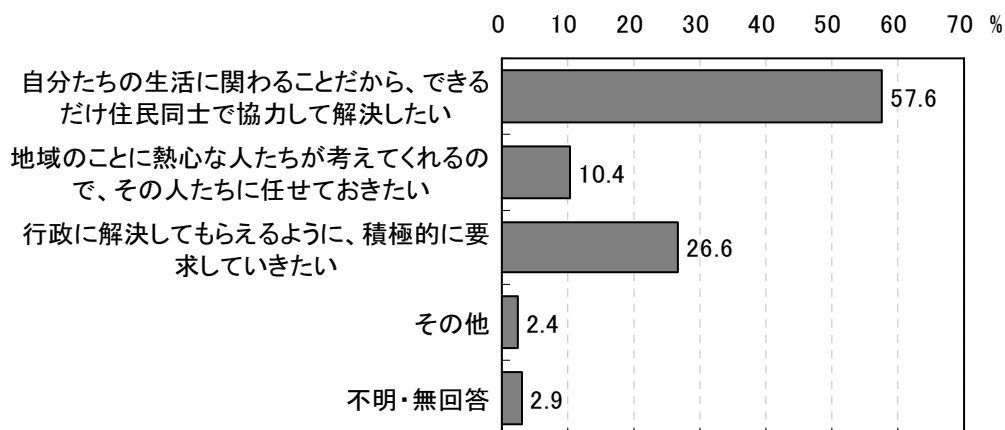
n=413



⑪日常生活の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思うか

日常生活の中で起こる問題に対して、どのような解決方法が良いかについては、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が57.6%と最も多く、次いで「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が26.6%となっています。

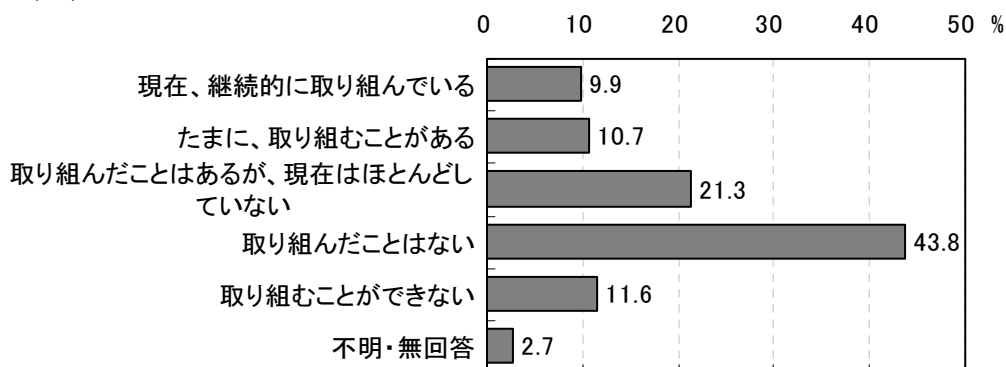
n=413



⑫地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等への参加状況

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等の取り組み状況については、「取り組んだことはない」が43.8%、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が21.3%、「たまに、取り組むことがある」が10.7%、「現在、継続的に取り組んでいる」が9.9%となっています。

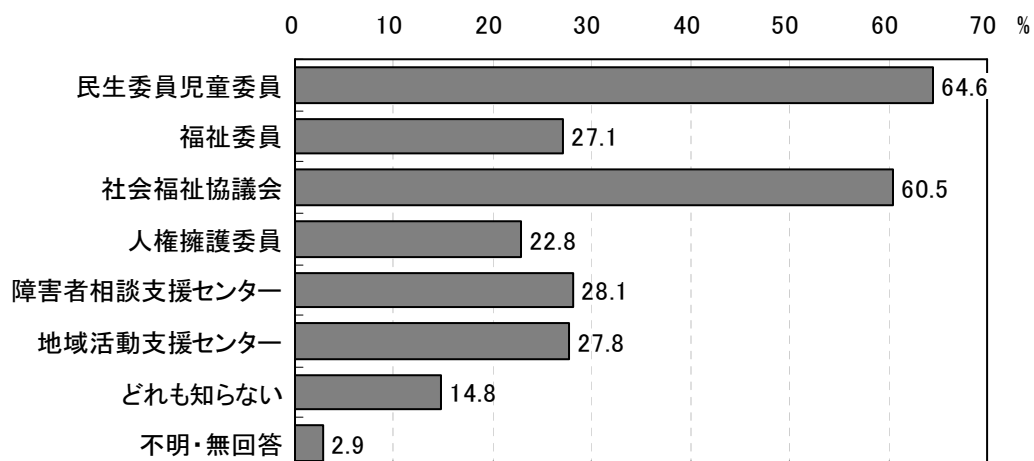
(SA) n=413



⑬地域活動に関する団体や機関の知名度

知っている団体や機関については、「民生委員児童委員」が64.6%と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が60.5%、「障害者相談支援センター」が28.1%となっています。

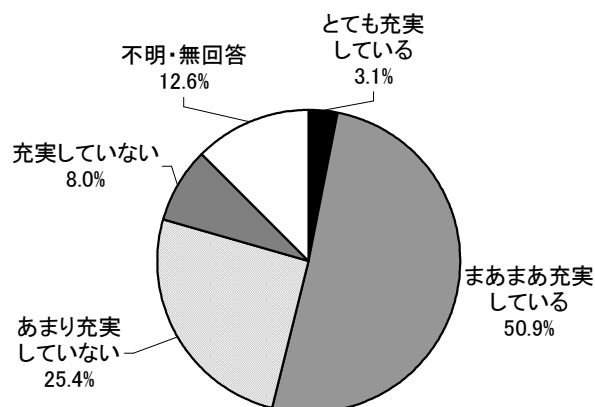
n=413



⑭東伊豆町の保健福祉施策（サービス）について

東伊豆町の保健福祉施策（サービス）については、「まあまあ充実している」が50.9%と最も多く、次いで「あまり充実していない」が25.4%となっています。

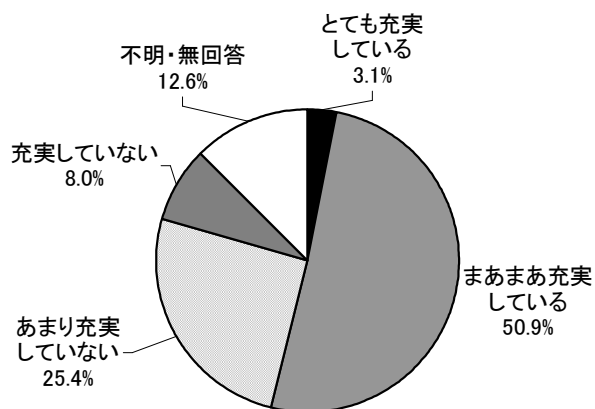
n=413



⑮ 「福祉サービス」の情報の入手度

福祉サービスの情報の入手度については、「ほとんど入手できていない」が 35.1%、「今のところ情報を得る必要がない」が 28.6%、「十分ではないが、入手できている」が 28.3%となっています。

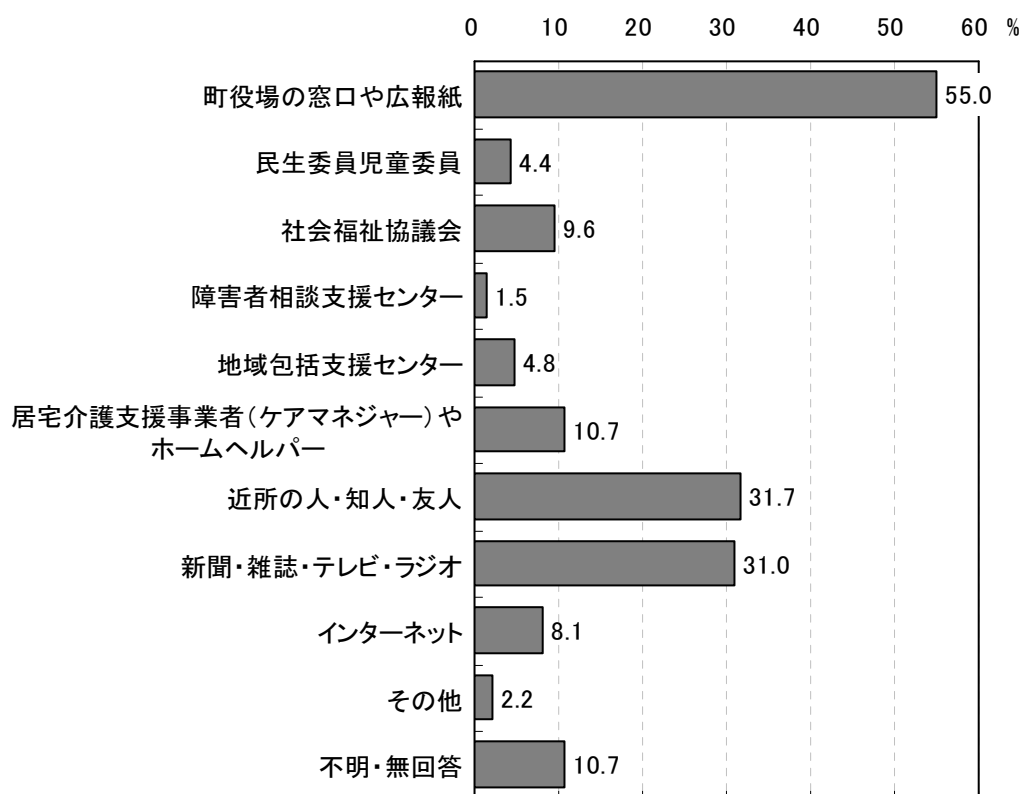
n=413



⑩「福祉サービス」の情報の入手先

福祉サービスの情報の入手先については、「町役場の窓口や広報紙」が55.0%と最も多く、次いで「近所の人・知人・友人」が31.7%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が31.0%となっています。

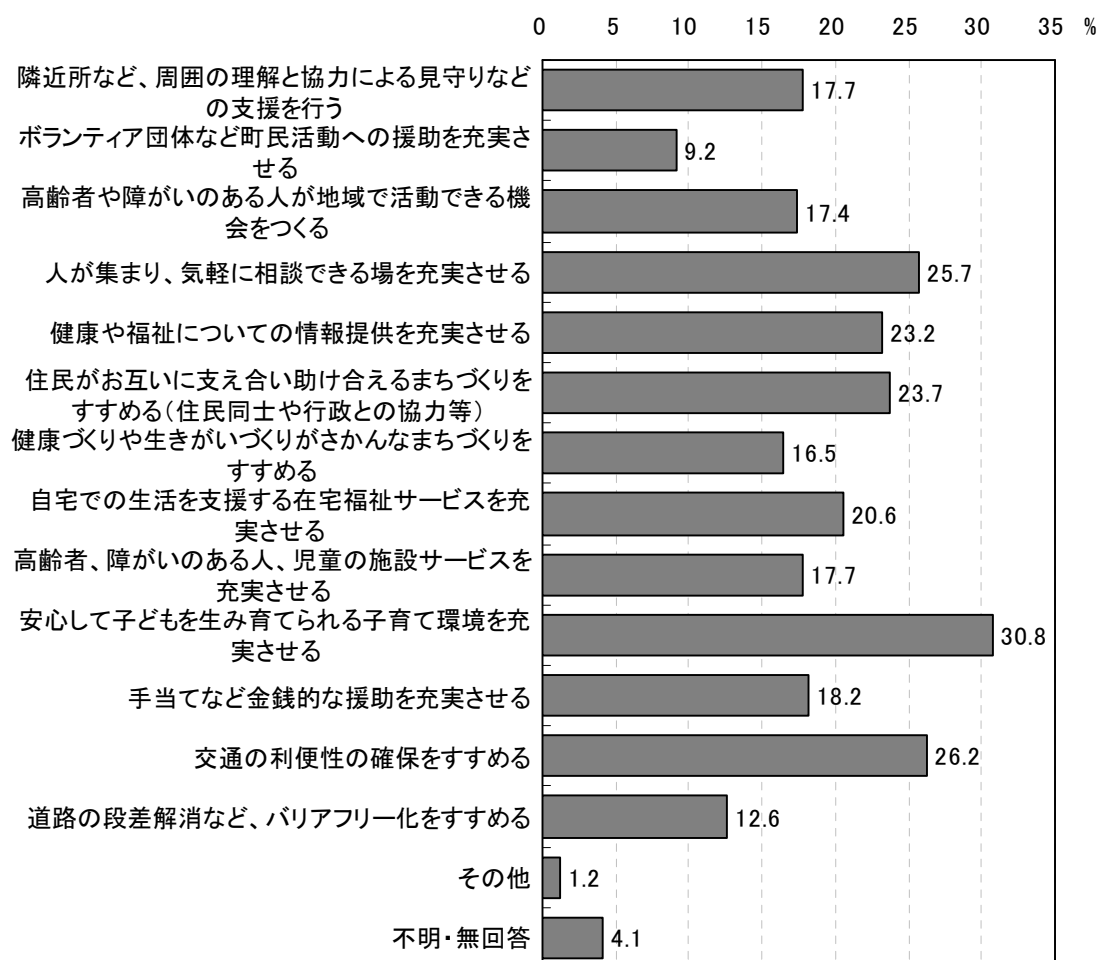
n=271



⑪東伊豆町の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組み

東伊豆町の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取り組みについては、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が30.8%と最も多く、次いで「交通の利便性の確保をすすめる」が26.2%、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が25.7%、「住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりをすすめる（住民同士や行政との協力等）」が23.7%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が23.2%となっています。

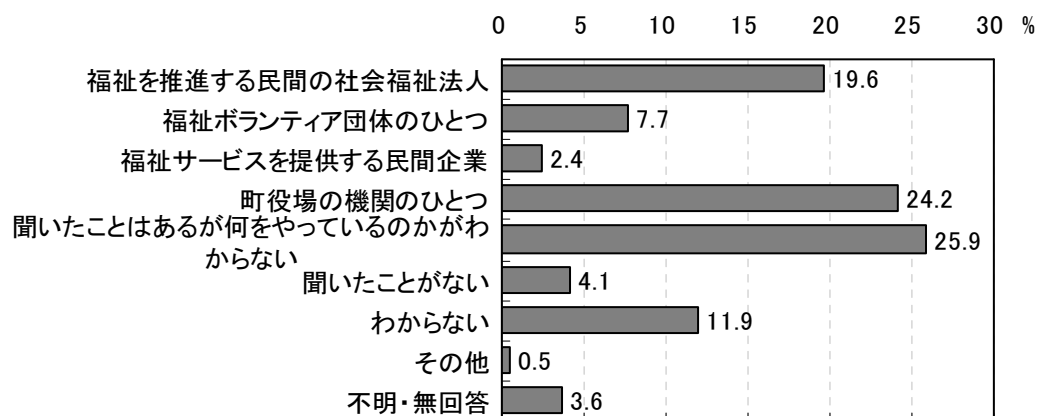
n=413



⑩社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度については、「聞いたことはあるが何をやっているのかわからない」が 25.9%と最も多く、次いで「町役場の機関のひとつ」が 24.2%、「福祉を推進する民間の社会福祉法人」が 19.6%となっています。

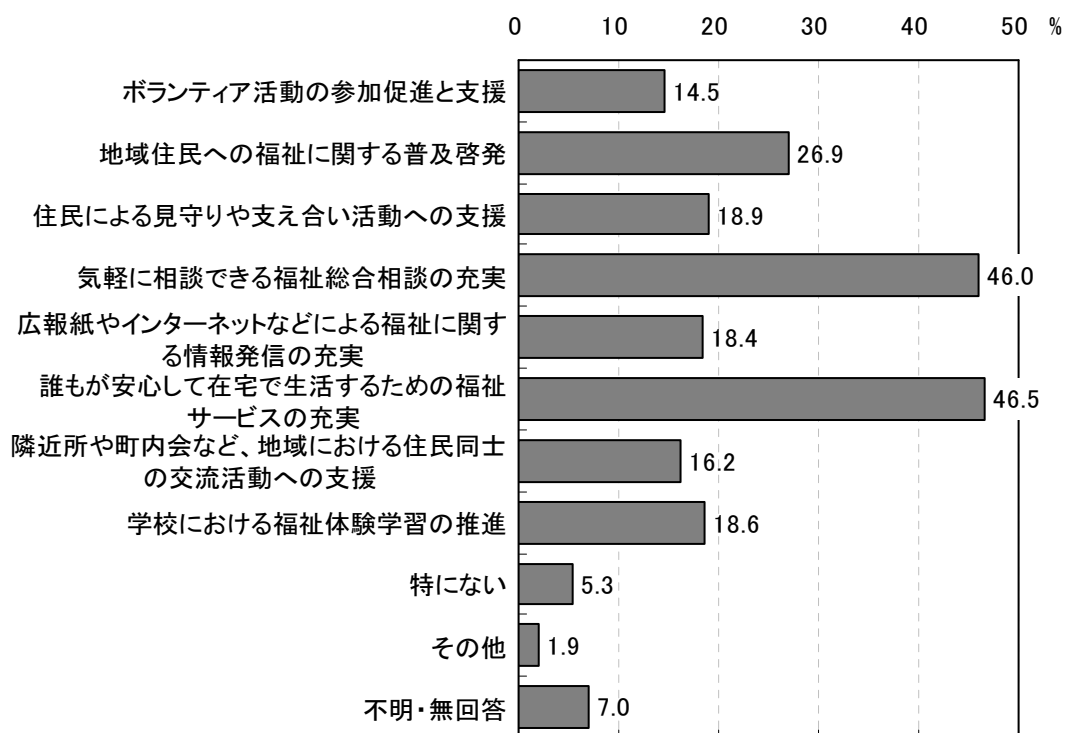
n=413



⑱ 社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後、充実してほしいもの

今後充実してほしい社会福祉協議会の行う活動・支援については、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が 46.5%と最も多く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が 46.0%、「地域住民への福祉に関する普及啓発」が 26.9%となっています。

n=413



3 課題

● 人を育てよう

- ◇ 福祉への関心については、7割以上の人に関心をもっており、福祉に対する関心の高さがうかがえる一方で、10代から30代では「あまり関心が無い」という回答が多くなっていることから、若い世代の福祉に対する関心を高めていく必要があります。
- ◇ また、関心のある福祉分野として、「高齢者福祉（高齢者介護など）」が特に多くなっており、福祉の中でも特に関心のある分野であることがうかがえます。
- ◇ 年代別にみると、10代では「地域福祉（地域での支え合い活動）」「社会福祉（福祉全般）」、20代では「社会福祉（福祉全般）」が最も多くなっていますが、30代以降になると「高齢者福祉（高齢者介護など）」が最も多くなっています。
- ◇ 地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等の取り組み状況については、「取り組んだことはない」が4割以上で最も多く、現在、継続的に取り組んでいる人は、全体の1割未満となっています。
- ◇ 今後の地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等への参加意向については、5割以上が「取り組みたい」と回答しており、参加意欲をもっている人が多いことがうかがえます。また、活動に参加したい条件として「身近なところで活動できる」「気軽に参加できる」が多くなっています。

貴重な地域福祉の担い手である、若い世代への福祉意識を啓発していく必要があります。

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等への参加を促していくために、意欲をもっている人が参加しやすい体制づくりを行うとともに、活動機会の提供や情報提供をすることで、活動に参加しやすい環境をつくることが重要です。

● 地域を育てよう

- ◇ 地域の範囲については、「東伊豆町全域」が最も多くなっていますが、60代以降になると範囲が狭くなり、「自治会」「隣近所」の回答が多くなっています。
- ◇ 隣組の加入状況は、「加入している」が最も多くなっていますが、居住年数が20年未満では「加入していない」割合が多くなっており、居住年数が少ない程、隣組に加入していない状況がうかがえます。
- ◇ ふだんの近所付き合いについては、「会えばあいさつをかわす程度」「たまに立ち話をする程度」で回答の半数以上を占め、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」は40代以下では1割未満となっています。
- ◇ 日常生活の中で起こる問題の解決方法については、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が半数以上と最も多くなっており、自主的な行動に対する意欲の高さがうかがえます。
- ◇ 知っている団体や機関については、「民生委員児童委員」「社会福祉協議会」がともに6割以上となっているものの、「社会福祉協議会」については「聞いたことはあるが何をやっているのかがわからない」が2割以上と最も多くなっており、団体としての知名度はあるものの、活動内容についてはあまりよく知られていないことがうかがえます。

今後、地域内での交流を活性化していくために、身近な地域内でのふれあいや交流の場を確保し、積極的に参加を促すことが重要です。

また、地域福祉の基盤となる自治会や隣組、社会福祉協議会などの団体の活動を周知し、関心をもってもらい、協力的な土壌を育むことで団体の活動を側面から支援する必要があります。

● 必要な人に必要なサービスを提供しよう

- ◇ 福祉サービスの入手度については、「ほとんど入手できていない」が最も多く、次いで「今のところ情報を得る必要がない」が多く、主な情報の入手先としては「町役場の窓口や、広報紙」が半数以上となっています。
- ◇ 東伊豆町の保健福祉サービスの充実度について、「まあまあ充実している」が最も多くなっていますが、20代・30代では「あまり充実していない」という回答が最も多く、若い世代ではサービスが不十分と感じていることがうかがえます。
- ◇ 東伊豆町の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取り組みについては、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が3割程度と最も多く、特に20代から50代での回答が多く、子育て世代からの回答が多くなっていることが考えられます。
- ◇ 今後充実してほしい社会福祉協議会の行う活動・支援については、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が4割以上と特に多くなっています。

福祉サービスの適切な利用については、情報を入手できていないと感じている傾向があり、サービスを必要としているのに利用できない人がいることが考えられます。情報の入手先として、役場の窓口や広報紙が中心になっていることから、情報の掲載方法や提供方法を改めて検討していく必要があります。

また、若い世代の福祉への評価が低く、特に子育てに対する要望が強いことから、子育て中の親やこれから親になる世代が地域で安心して子育てできる環境づくりが必要です。

● みんなが安心して暮らせるまちをつくろう

- ◇ 東伊豆町は高齢者や子どもや、障がいのある人などにとって暮らしやすいまちかについては、40代では「あまり暮らしやすいとは思わない」が最も多く、40代を除く20代から50代では「暮らしやすいとは思わない」となっています。
- ◇ 周辺で孤独死や児童虐待などが起きるおそれがある状況を知った場合の対応方法については、「町役場・地域包括支援センター・家庭児童相談室へ連絡する」が3割以上と最も多くなっていますが、隣近所で困っている家庭があった場合にできる手助けについては、「安否確認の声かけ」が6割と最も多く、次いで「緊急時の手助け」が5割近くと多くなっています。
- ◇ 住んでいる地域のなかで問題点と思うものについては、「緊急時の対応体制がわからない」が26.4%と最も多く、特に20代から40代で回答が多くなっています。
- ◇ 地域の防災訓練や自主防災組織への参加状況は、「参加していない」という回答が半数以上を占めており、緊急時の対応について不安を感じる割合が多くなっているものの、防災訓練や自主防災組織等への参加が少ない状況がうかがえます。
- ◇ 緊急時の避難での手助けの必要性については、すべての年代で「いいえ」が最も多くなっています。
- ◇ 緊急時の要援護者への手助けができるかについては、10代から30代では「わからない」が最も多く、40代以降では「はい」が最も多くなっています。

避難時の手助けについては必要ないという割合が多くなっていますが、緊急時に不安を感じている割合は多く、日頃から見守り活動等を通じて情報を把握していく必要があります。

また、災害時や緊急時の重要な役割を担う若い世代で緊急時の対応について不安を感じる割合が多いことから、地域の防災訓練や自主防災組織への参加等一人ひとりの防災意識を高めていくことが重要です。

第3章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念

誰もが笑顔で暮らし続けることができる地域づくり

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、一人暮らし高齢者の問題や、高齢者・子どもへの虐待など、地域の理解や協力なしには解決できないさまざまな課題があります。

本町においても、これらの課題を解決しだれもが住みなれた地域で安心して暮らしていくために、住民がお互いに地域の一員であることを認め合い、薄れつつあるつながりを強化し、支え合うことのできるまちづくりを推進していく必要があります。

以上の考えをふまえながら地域福祉を推進するため、本計画では第1期計画での基本理念を引き継ぐこととします。

2 施策の体系

本計画の基本理念・基本目標の実現に向けて、本町が取り組むことを次のとおり体系化し、展開していきます。

基本理念	計画の基本目標	施策の方向
誰もが笑顔で暮らし続けることができる地域づくり	人を育てよう	地域・福祉への意識高揚 地域福祉の担い手の育成と活動の支援
	地域を育てよう	地域ぐるみの支援体制の構築と 地域交流の促進
	必要な人に必要なサービスを提供しよう	関係機関・団体の充実・連携 情報提供・相談支援体制の構築 必要な福祉サービス利用の支援
	みんなが安心して暮らせるまちをつくろう	防犯・防災の対応力の強化 安心して暮らせるまちづくりの推進

3 計画の基本目標

・人を育てよう

すべての町民が、地域福祉に関心もてるよう、福祉教育や情報の提供を充実させ、福祉にふれる機会を増やす取り組みを推進します。また、ボランティア等の活動に意欲をもっている人が活動へ参加しやすくなるような仕組みづくりを進め、町民の主体的な参加が根づくような環境をめざします。

・地域を育てよう

地域福祉の根幹となる人と人とのつながり・交流が盛んなまちづくりを推進し、行政の手が届かない部分を互いに補い助け合う地域ぐるみの支援体制の構築をめざします。また、住民・関係団体・社会福祉協議会・町などが連携し、地域を支える体制づくりをめざします。

・必要な人に必要なサービスを提供しよう

地域のなかで、だれもが必要なときに安心して福祉サービス等が利用できるよう、サービス利用支援体制やサービスの質の確保、情報提供体制を整備するとともに、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等に配慮されたバリアフリーのまちづくりや健康・生きがいづくりに取り組んでいきます。

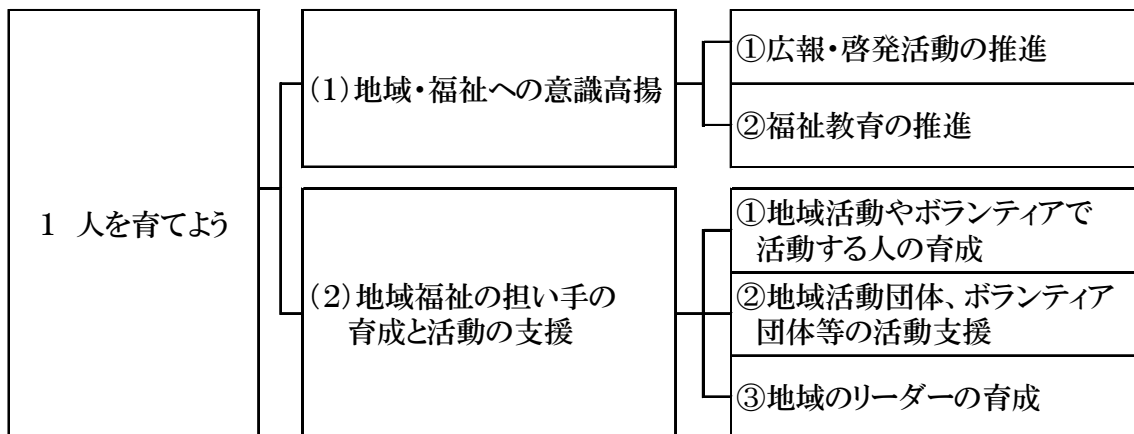
・みんなが安心して暮らせるまちをつくろう

だれもが安心して暮らすことができるよう、防犯・防災体制、交通安全、地域の見守りが機能するまちづくりを推進します。

第4章 施策の方向性

1 人を育てよう

■ 施策の体系



(1) 地域・福祉への意識高揚

現状と課題

近年、社会の変化や少子高齢化、家族形態の多様化等により、地域社会の交流が減少しています。そのため、人と人との心のふれあいを通して、思いやりやいたわりといったお互いを思い合う心を育む機会が少なくなりつつあります。

地域福祉を推進していくためには、町民の一人ひとりが地域への関心を高め、助け合い・支え合いの心をもつことが必要です。

アンケート調査結果からは、「福祉にある程度関心を持っている人」が5割以上と多くなっていますが、若い世代ほど関心をもっていない割合が増えています。また、地域に対する愛着についても「ある程度感じている人」が5割程度で、すべての世代に共通して最も多くなっています。

町では、「ふるさと学級」などにおける青少年活動を通して、若い世代への地域活動参加を促進し、ボランティア意識や社会参加への意識の向上を図っています。また、小学生から中学生を対象としたサマーボランティアスクールを開催し、ボランティア活動の機会を提供していますが、大人に対するボランティア意識を育む機会があまり持たれていません。

今後も、小中学生を中心とした子どもへの、福祉教育や地域活動への参加促進を継続して実施していくとともに、生涯学習や福祉イベント等の機会を活用し、大人に対する福祉教育も推進していく必要があります。また、高齢者や障がいのある人に対する支援活動や交流活動、世代間交流等への積極的な参加を通じ、町全体の福祉意識の高揚を図ることが重要です。

①広報・啓発活動の推進

方向性

地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域内における交流活動の大切さや、地域での支え合い・助け合いの意識を高めます。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 各自が日頃から、地域でのできごとに関心をもつように心がけます。
- ◆ 町の広報や回覧板に目を通すように心がけます。
- ◆ 町や団体からの情報を、周囲の人や情報が行きわたりにくい人にも伝え、情報を共有します。

町が取り組むこと

- ◆ 町民の地域活動や福祉等のボランティア活動に対する理解促進のため、地域の中で活動している団体に関するさまざまな情報を、町の広報やホームページに掲載し、わかりやすく提供します。
- ◆ 福祉に関するイベントを開催し、福祉に対する意識を高めます。
- ◆ 地域のなかで福祉にふれる機会をつくり、福祉への関心を高めます。

②福祉教育の推進

方向性

すべての町民がお互いの気持ちや親切心を大切にし、互いを思い合えるような心を育むことができるよう、学校教育をはじめ、社会教育における福祉教育を充実します。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 各自が福祉に関する勉強会や研修、イベントへ積極的に参加することを心がけます。

町が取り組むこと

- ◆ 学校、関係機関等と連携して、生涯学習の場や福祉イベントを開催することで、福祉について学ぶ機会を提供します。

(2) 地域福祉の担い手の育成と活動の支援

現状と課題

地方分権が進められていくなかで、福祉活動をはじめ、まちづくりへの住民参画は必要不可欠なものとなっています。

アンケート調査結果によると、地域活動やボランティア活動に現在参加している人は回答者の約1割と少なくなっています。

その一方で、今後の地域活動やボランティアへの参加意向のある人は回答者の6割近くを占め、今後活動してみたい地域活動やボランティア活動等については、「地域を元気にする活動」が4割以上と最も多くなっています。このことから、地域活動やボランティア活動へ参加意向をもっている人に対して活動参加への働きかけを行うことで、地域活動やボランティア活動が活性化されることが期待できます。

本町では社会福祉協議会がボランティアセンターを立ち上げ、地域福祉に携わる人材の育成・確保に努めており、団体の登録数が増加していますが、個人登録ボランティアの高齢化や、新規のボランティアの育成が課題となっています。民生委員児童委員については、自治会や老人会の活動支援や、地域の育児中の母親からの子育て相談などの子育て支援、周辺の障害者施設への奉仕活動を積極的に実施しています。

今後は、地域活動やボランティア活動に興味関心のある人が参加しやすいよう、ボランティアに関する情報の発信、相談・活動の場の提供、機会の確保等、活動へのきっかけづくりや環境整備を推進する必要があります。

また、高齢化が進行しているなかで、高齢者が支援される側だけではなく、地域福祉を担う人材として活躍できるような仕組みづくりを展開することが必要です。

①地域活動やボランティアで活動する人の育成

方向性

ボランティアに関する啓発活動や、活動している団体についての活動情報等をPRし、ボランティア活動への関心を高め、ボランティアの育成を図ります。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 各自がボランティア活動に参加するよう心がけます。
- ◆ ボランティア活動に参加するときに、家族や友人等に声をかけあって参加します。

町が取り組むこと

- ◆ ボランティアセンターの運営支援を継続して推進します。
- ◆ 多様な人材の福祉活動への参画を図るために、ボランティア活動者の発掘・養成に努めます。

②地域活動団体、ボランティア団体等の活動支援

方向性

既存の地域福祉推進に関する地域活動団体・NPO団体等に対し、一層の活動の充実に向けた支援を行います。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 地域のなかで活動する地域活動団体やボランティア団体を知ります。
- ◆ 地域活動団体やボランティア団体との連携を図り、幅広い活動につなげます。

町が取り組むこと

- ◆ 団体間のネットワークの構築に向けた支援を行います。
- ◆ 地域の中で活動している団体の活動情報を積極的に周知します。

③地域のリーダーの育成

方向性

地域福祉活動を一層推進していくために、社会福祉協議会等と連携して、地域で身近な福祉活動を行うリーダー等の人材育成を支援します。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

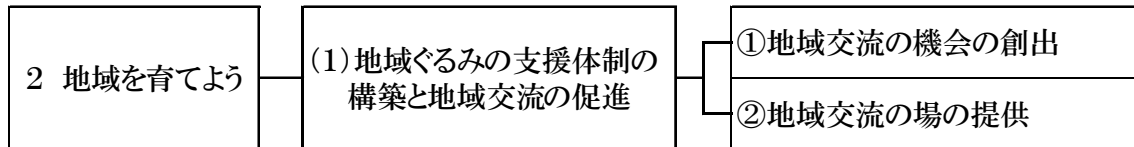
- ◆ まちづくりに関する講座に参加します。
- ◆ 認知症サポーター養成講座を受講します。

町が取り組むこと

- ◆ これからの地域づくりやまちづくりのための各種講座を開設し、コミュニティのリーダー養成をめざします。
- ◆ 認知症サポーター養成講座を継続して実施します。

2 地域を育てよう

■ 施策の体系



(1) 地域ぐるみの支援体制の構築と地域交流の促進

現状と課題

これまでの地域における近隣の関係は、隣同士が助け合うという意識が一般的であり、困ったときには協力し合える関係が自然に築かれていました。しかし、ライフスタイルの多様化や、冠婚葬祭時の地域内での助け合いといった習慣がなくなってきたことで、地域内での近所付き合いの密度は薄まりつつあります。

アンケート調査結果からは、「地域」と考える範囲については、「東伊豆町全域」を一つの「地域」と考える人が半数を占めており、「地域」と認識される範囲が広がっています。近所付き合いの程度については、「たまに立ち話をする程度」、「会えばあいさつを交わす程度」との回答が大半を占め、特に若い世代を中心として簡素な近所付き合いの人が多くなっています。

また、地域のなかの問題点として、地域の中で気軽に集まれる場が少ない、世代間の交流が少ないがそれぞれ2割近くの回答となっており、地域のなかでの交流の場が不足していると感じていることがうかがえます。

今後、地域福祉を町全体で推進していくためには、隣近所の付き合いを拡大した活動についても展開する必要があります。そのため、地域サロン活動等、既存の組織や活動を有効に活用し、地域福祉の理念を町全体に浸透させ、地域福祉コミュニティを形成する必要があります。

①地域交流の機会の創出

方向性

近所や周囲の人との付き合いを大切にし、祭りや運動会等といった地域行事への参加を促すなど、地域交流の機会を創出します。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 各自が隣近所の人や、地域の人へのあいさつを心がけます。
- ◆ 各自が地域の行事などに参加するよう心がけます。
- ◆ 地域の行事などを通じて、地域交流を行います。
- ◆ 地域の行事は、日程や時間帯、内容など多くの人が参加しやすい開催方法や時間を検討します。

町が取り組むこと

- ◆ 町民が地域の行事やイベントに参加し地域交流が図れるよう、各地域でのイベント情報などの広報を行います。
- ◆ 町民同士が交流できる機会や場の提供をします。

②地域交流の場の提供

方向性

地域内での交流を活性化するため、町民のだれもが気軽に集い、交流を深めることのできる場の充実を図ります。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

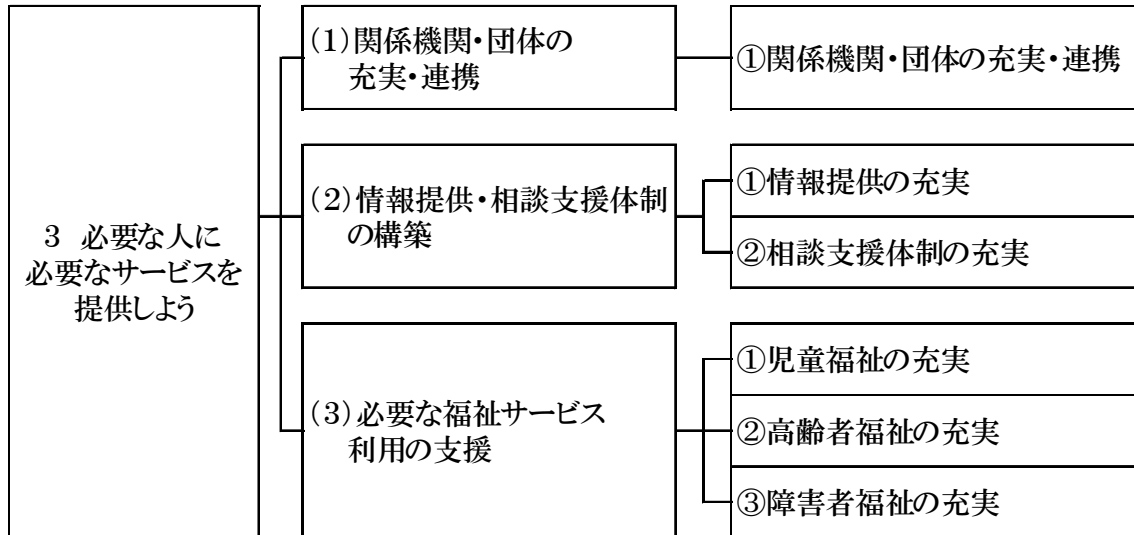
- ◆ イベント等を通じて、世代間での交流を深めます。

町が取り組むこと

- ◆ 「ふれあいいいきサロン」や「健康福祉ふれあい広場」等の交流イベントを支援します。

3 必要な人に必要なサービスを提供しよう

■ 施策の体系



(1) 関係機関・団体の充実・連携

現状と課題

地域のなかで多様化する問題の解決を図るためには、既存の福祉関係機関や団体の活動の充実と連携体制づくりが重要です。

アンケート調査結果をみると、福祉に関する団体や機関の認知度については、民生委員児童委員、社会福祉協議会を知っているとの回答が多くなっています。その一方で社会福祉協議会の活動内容については、「聞いたことはあるが何をやっているのかわからない」という回答が最も多くなっており、重要な役割を担っているにも関わらず、町民のなかではあまりよく知られていないのが現状です。

民生委員児童委員についても、日常の活動のなかで、名前は知っているものの活動実態を誤解しているケースもあることから、地域内で活動している関係機関・団体への認知度があまり高くないことが考えられます。

町には、福祉に関係する関係機関・団体として、社会福祉協議会や自治会、民生委員児童委員、各種サークルボランティア団体などの関係機関や団体が多く存在しており、社会福祉協議会を中心に、活発に活動しています。

今後は、これまで以上に幅広い地域住民の参加を積極的に進め、地域に根ざした事業を促進させるため、これらの関係機関や各種団体が連携し、総合的な地域福祉の推進を図る必要があります。

さらに、地域における相談・支援等の担い手である民生委員児童委員や福祉活動を行っている住民団体等と連携を図るとともに、ボランティア等の協力を得ながら支援を進めていく必要があります。

①関係機関・団体の充実・連携

方向性

地域のなかで福祉活動を行っている団体同士に、お互いのもつ情報や資源を共有し、地域の多様な福祉ニーズに対応するための協力や連携を図れるよう、環境づくりを進めていきます。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 地域の各種団体同士が交流をもち、連携していきます。

町が取り組むこと

- ◆ 社会福祉協議会等と連携を図りながら、福祉活動を行っている各種団体同士が交流・連携できる機会の確保などの、支援に努めます。
- ◆ 社会福祉協議会や民生委員児童委員との情報の共有など、連携を密にして地域福祉活動を推進します。

(2) 情報提供・相談支援体制の構築

現状と課題

福祉サービスが多様化するなかで、利用者自身が福祉サービスを選択する力が求められており、適切なサービスを利用者が選択するための効果的な情報提供力が求められています。

また、地域住民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切に対応するには、気軽に相談できる場を確保することが重要です。

アンケート調査結果をみると、福祉サービスの情報について、「ほとんど入手できていない」と答えた割合が3割以上となっており、福祉サービスに関する情報が町民へ十分に浸透しているとは言えない状況にあることがうかがえます。主な情報源としては、町役場の窓口や広報紙が最も高い割合を示しており、情報提供について行政の果たす責任が大きいことがうかがえます。

また、相談や助けが必要なときに頼みたい相手については、家族・親戚、知人・友人など、身近な人に求める傾向がうかがえます。

今後は、公的機関のみならず、身近な地域のなかで、気軽に生活に関する相談をすることができ、相談内容によっては各専門機関等、最適な相談機関を紹介できるような、総合的な相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。

また、行政の情報提供機能を高めることはもちろんのこと、地域内での福祉情報を充実していくとともに、さまざまな情報がだれでも、どこでも得られるような体制の整備を図ることが求められます。

①情報提供の充実

方向性

だれもが福祉サービスに関する必要な情報が入手できるよう、適切な情報提供の充実を図ります。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 各自が町の広報に目を通し、福祉サービスに関する情報を積極的に入手できるよう心がけます。
- ◆ 若い世代を中心に、インターネットで町や社会福祉協議会のホームページを閲覧しよう心がけます。
- ◆ 町や団体からの情報を、周囲の人や情報がいきわたりにくい人にも伝え、地域のなかで情報を共有します。

町が取り組むこと

- ◆ 地域に暮らすだれもが必要な情報を共有するために、サービス情報を適切に提供します。
- ◆ 町や社会福祉協議会のホームページを充実します。

②相談支援体制の充実

方向性

地域ぐるみで、悩みや問題を解決できる仕組みづくりを進めるとともに、必要に応じて、行政や関係機関にスムーズにつなげ、さまざまな問題に対応できる相談体制の充実を図ります。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 各自が、自分の地域を担当する民生委員児童委員を覚えます。
- ◆ 不安や悩みがある場合、一人で悩まず民生委員児童委員をはじめ、行政関係機関に相談しよう心がけます。

町が取り組むこと

- ◆ 身近な相談相手として、民生委員児童委員等をはじめとした相談員の活動を促進します。
- ◆ 相談窓口の周知を図るとともに、協力団体等の人材育成に努めます。
- ◆ 相談窓口から適切なサービス利用へとつなげていくため、専門機関等と連携できる総合的な相談体制の充実を図ります。

(3) 必要な福祉サービス利用の支援

現状と課題

本町では、子育て支援・障害者福祉・高齢者福祉の各施策において、個別の計画が策定され、それに基づき福祉施策が進められていますが、近年の社会情勢の変化や住民ニーズの多様化等により、さらなる充実が求められています。

アンケート調査結果では、住みやすいまちにするために必要なこととして20代から50代の子育て世代を中心として「安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実」が最も高くなっています。また、「高齢者や障がいのある人、児童の施設サービスを充実させる」が1割以上となっています。

今後も、町民のニーズを十分に把握し、適切な福祉サービスの実施と充実に努めていく必要があります。

①児童福祉の充実

方向性

保育サービスの充実により子育て中の家庭の支援を強化するとともに、子育て家庭を地域一体となって支援し、子育てに対する孤立感の解消をめざし安心して子育てのできる環境づくりに努めます。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 子育てサークルに参加し、地域のなかで子育て中の仲間をみつけます。
- ◆ 子育て支援センターを利用します。
- ◆ 地域全体で子どもを育てる意識をもちます。

町が取り組むこと

- ◆ 保育所や保育ママ、学童保育等の保育サービスを充実させます。
- ◆ 子育て支援センターを充実させ、地域の子育て支援体制を強化します。
- ◆ 学童保育の対象とならない子どもの居場所を確保するために、児童館の設置について検討していきます。

②高齢者福祉の充実

方向性

介護を必要とする場合でも可能な限り住みなれた地域での生活を継続することができるよう、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの充実を推進します。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 適切な福祉サービス利用を心がけます。
- ◆ 介護予防サービスを利用し、元気でいられるように心がけます。
- ◆ ごみ出しや買い物などの日常生活上の支援を心がけます。

町が取り組むこと

- ◆ 町で提供する高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、介護保険制度の情報提供等を推進し、サービスを必要としている人が利用しやすい環境をつくりまします。
- ◆ 介護保険サービスの充実に努めます。

③障害者福祉の充実

方向性

障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、障害者福祉サービスの充実を促進します。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

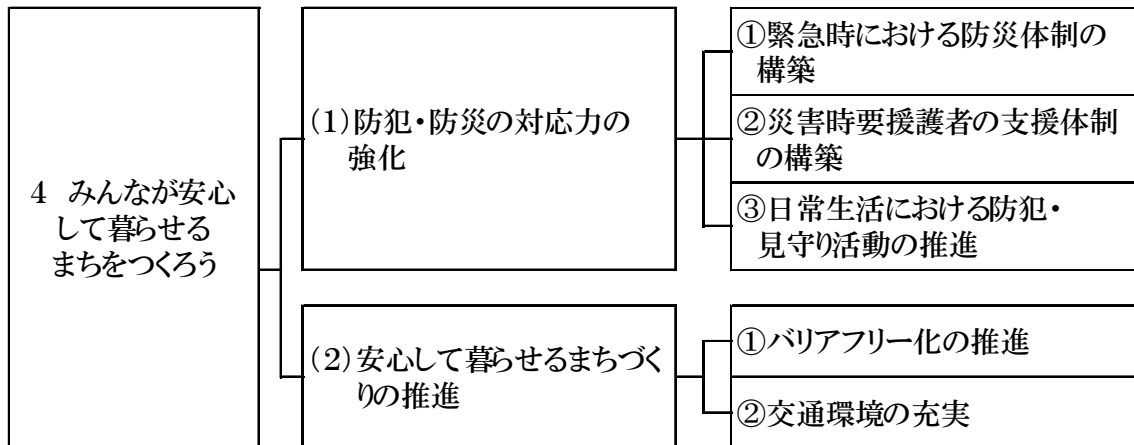
- ◆ 障がいについての理解を深め、地域のなかで困っている障がいのある人がいたら手助けをします。

町が取り組むこと

- ◆ 町で提供する障害者福祉サービスや自立支援サービスを充実します。
- ◆ 情報提供を推進し、サービスを必要としている人が利用しやすい環境をつくれます。

4 みんなが安心して暮らせるまちをつくろう

■ 施策の体系



(1) 防犯・防災の対応力の強化

現状と課題

近年、台風や地震等、大規模な自然災害が発生した際の地域の協力体制の重要性が再認識され、全国的に災害への対応力の強化が取り組まれています。

本町においては、昭和53年の伊豆大島近海地震による被害を経験しており、近年でも伊豆半島を中心とした地震が起きていることから、日頃からの防災対策は町全体での重要な課題となっています。

地域にはさまざまな人が生活しており、寝たきりの高齢者や一人暮らしの高齢者、障がいのある人等は、災害や緊急時の避難の際には支援が必要です。そのため、日常的な見守り・支援の取り組みに加え、地域における自主防災組織の設置等、災害や緊急時に備えた組織的な取り組みが必要となります。

また、最近では高齢者を狙った悪質商法や詐欺、子どもを狙った犯罪が頻発しており、それらの犯罪を未然に防止するため地域における防犯ネットワークの構築が求められています。

アンケート結果では、住んでいる地域の問題点として、「緊急時の対応体制がわからない」が最も多くあげられており、災害時等の緊急時の対応について不安を感じている人が多いことがうかがえることから、地域の防災訓練や自主防災組織への参加を促していく必要があります。

また、隣近所で困っている家庭があった場合にできる手助けについては、「安否確認の声かけ」や「緊急時の手助け」が6割以上となっていることから、日頃からの手助けや見守り活動への参加が期待できます。

本町においては、手上げ方式の要援護者登録制度の実施とともに、「災害時要援護者避難支援プラン」の策定を行い、災害時の避難対策を進めています。また、災害時には、災害ボランティアセンターの設置を社会福祉協議会と連携して行います。

今後は、これまで以上に地域福祉の活動を促進し、近隣住民同士の交流や見守り、声かけを通じて、防災・防犯体制を充実させ、町民一人ひとりの防災意識の向上に努め、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

①緊急時における防災体制の構築

方向性

町民の安全を確保するため、災害時や緊急時の支援体制を構築します。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 日頃から、避難場所や防災設備を確認するなど災害に備えるよう心がけます。
- ◆ 地域で行われる防災訓練に積極的に参加するとともに、家族や周囲の人を誘って参加します。
- ◆ 自治会単位などで防災訓練や、災害発生時のマニュアルの作成、防災マップの作成など災害時に備える体制を整えます。

町が取り組むこと

- ◆ 各種啓発を通して、町民の防災に関する知識や意識の普及に努めます。
- ◆ 地域の消防団の活動を支援します。
- ◆ 高齢者や障がいのある人などに配慮した災害時要援護者対策を進めます。
- ◆ 必要な地域のハザードマップの作成を行うほか、避難計画の周知を行い、災害時や緊急時の避難体制を確立します。
- ◆ 災害ボランティアセンターの設置を社会福祉協議会とともに検討します。

②災害時要援護者の支援体制の構築

方向性

妊婦や乳幼児のいる家庭、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者、障害のある人等、災害時に避難が困難な人たちの把握と災害時における支援体制の構築に努めます。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 要援護者の把握に協力します。
- ◆ 隣近所における、緊急時に手助けが必要な人の情報を把握します。

町が取り組むこと

- ◆ 災害時要援護者登録制度による台帳の作成を進めるとともに、1年に1回見直しを行い、申請があれば適時更新に努めます。
- ◆ 要援護者マップづくりを自主防災組織と継続して実施していきます。
- ◆ 自治会・町内会、民生委員児童委員による訪問活動、日常的な見守り活動や助け合い活動に努めます。
- ◆ 要援護者の支援に関する研修会を開催します。

③日常生活における防犯・見守り活動の推進

方向性

日々の地域活動や近所付き合いを通じて、地域の中でのつながりを深め、防犯活動や見守り活動を行うことで、だれもが安心して暮らせる環境の整備に努めます。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 各自が近所の一人暮らしの高齢者などに声かけを行うよう心がけます。
- ◆ 不審者情報等を地域で共有します。
- ◆ 子どもの登下校の見守り等を行います。

町が取り組むこと

- ◆ 地域と協力して町民の防犯意識の向上に努めます。
- ◆ 防犯に関するイベントの実施や、広報を通じた防犯運動の周知を図ります。
- ◆ 関係機関と協力しパトロールを実施します。

(2) 安心して暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

高齢者も障がいのある人もだれもが自由に外に出て、それぞれの能力を生かしながら、就労や趣味、地域活動、ボランティア、スポーツ、レクリエーション等、さまざまな活動に参加できる環境づくりが求められています。

そのためには、不特定多数の人が利用する公的な施設がだれにとっても使いやすく快適なものとなるよう、バリアフリー化を進め、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進めることが望まれます。

また、町内には歩道が確保されていない道路もあることから、交通弱者である子どもや高齢者・障がいのある人に配慮した交通安全対策が重要となっています。そのため、道路の安全対策を充実するとともに、日頃からの交通安全意識の向上を図る必要があります。

併せて子どもや主婦、高齢者や障がいのある人にとっては、日常生活を送るうえで移動手段を確保することは必要不可欠となっています。現在、稲取一大川間で自主運行バスを運営しており、公共施設や医療機関等への交通手段として、また地域住民の日常的な移動手段として活用されています。

しかし、バスの運行本数や利便性等については、課題も多く、今後も引き続き公共交通の活性化に努めるとともに、その他の移動手段についても検討する必要があります。

①バリアフリー化の推進

方向性

バリアフリー化を推進し、生活環境や道路環境に関する問題の解消に努め、だれもが住みやすいまちづくりをめざします。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ バリアフリーについて正しい認識を深め、地域活動に活かします。

町が取り組むこと

- ◆ バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方について、広報・啓発に努めます。
- ◆ 公共施設及び公共公益施設の多目的トイレ、スロープ等の設置、改善を推進します。

②交通環境の充実

方向性

移動が困難な人が外出や通院の際に困らないよう、交通手段を確保し、外出に対する支援を推進します。

取り組み

自分や地域で取り組むこと

- ◆ 各自が交通安全意識をもつとともに、交通ルールを守ります。
- ◆ 外出が困難な人に対して、外出する際に声をかけ、必要に応じて買い物や送迎の手伝いをするよう心がけます。

町が取り組むこと

- ◆ 高齢者や障がいのある人等の移動手段の充実に努めます。
- ◆ 利便性の高い路線バスや自主運行バスの運行に努めます。

第5章 計画の推進

1 計画の普及・啓発活動

地域福祉の推進に向けた具体的な取り組みを示す本計画を公表し、趣旨を理解してもらうとともに、地域福祉の取り組みへの機運の高まりを促進します。

具体的な公表方法としては、本計画を策定した旨を町の広報に掲載し、計画書本編をホームページに掲載します。

2 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している町民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現していくには、行政だけの取り組みでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域のなかで活動するボランティア等、関係機関・団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 町民、ボランティア等の役割

町民一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人の事を気にかけるなど、身近なところから福祉について考えます。また、自治会への加入や地域活動への参加など、主体的に地域福祉の活動に加わります。

(2) 地域の役割

自治会や、民生委員児童委員、ボランティア団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービスの内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人々が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、町や各種団体が連携していくという意識をもち、協働で取り組んでいきます。

(3) 行政の役割

行政は、町民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、町民、ボランティア団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割をふまえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課をはじめ、教育分野・建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

資料編

1 町内の主な活動団体について



社会福祉協議会とは

- 全国の都道府県及び市区町村に設置されています。
- 社会福祉を目的とした事業の企画・実施、地域住民の活動参加への支援のほかに、社会福祉事業の健全な発達を目指して活動している社会福祉法人です。
- 民間組織としての自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という、2つの側面を併せもっています。

東伊豆町社会福祉協議会では！

地域福祉活動として、「健康福祉ふれあい広場」の開催、ボランティア活動の推進及びボランティアセンターの運営、各種の相談、「社協だより」の発行を行っています。

その他にひとり親家庭等への生活支援や、高齢者や障害のある人への在宅福祉サービスや介護保険サービスの提供を行っています。

お問い合わせ先

電話 0557-22-1294 FAX 0557-23-0999

ホームページ <http://www.i-younet.ne.jp/~shakyou/>

まちの取り組み

健康福祉ふれあい広場

自身の健康状態を見直すための、骨密度測定や血流チェックなどの健康チェックコーナーや、出店やバザーなどを開催し、町民の皆さんに楽しみながら、自分の健康状態や生活習慣を見直すことを目的としています。

実施場所：保健福祉センター

主 宰：東伊豆町、東伊豆町社会福祉協議会

※開催日などの、詳しい内容は、保健福祉センター、社会福祉協議会へお問い合わせください！



東伊豆町ボランティアセンターとは

社会福祉協議会内に設置された、ボランティアの機会の提供やボランティア活動全般への支援を行っています。

ボランティアセンターでは6部会に分かれて、ボランティア活動を展開しています。

活動部会と主な活動内容

- 高齢者部会 ○障害者部会 ○幼児・児童部会
- 食事サービス部会 ○レクリエーション部会 ○男性部会

ボランティア活動に興味や関心がある方は、下記までご連絡ください！

お問い合わせ先

電話 0557-22-1294/0557-23-1103 FAX 0557-23-0999

まちの取り組み

東伊豆町情報メール配信サービス

平成22年7月から、町民の皆さんの携帯電話やパソコンへ町の行政情報をメールで配信するサービスを開始しました。

★配信される情報（①～④の中から希望する配信情報を受信できます！）

- ①防災情報：地震、津波、大雨等の災害情報及び公共交通機関の運行情報
- ②火災情報：火災発生、鎮火
- ③生活情報：不審者情報、保健センター情報、子育て情報、健康づくり情報等
- ④町内観光情報：イベント情報等

**登録
方法**

【宛先】 cfm@io.dataeast.jp

【件名】 izu-east

※ 上記のとおり、メールを送信すると、しばらくして登録案内メールが届きますので案内にしたがって登録してください。

お問い合わせ先

企画調整課 電話 0557-95-6202



民生委員児童委員

- 社会奉仕の精神をもって、常に地域住民の立場に立った悩み事や困りごとへの相談・支援を行なっています。
- 福祉関係の関係行政機関等の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努めています。
- 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 民生委員と児童委員は兼務されますが、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

東伊豆町では！

東伊豆町には、現在 40 名の民生委員児童委員がおり、主任児童委員については 3 名が活動をしています。ふだんから、地域の人たちの困りごとや悩みごとの相談・支援を行うとともに、自治会・老人クラブ等の活動支援や、自主的なボランティア活動や奉仕活動を行う等、積極的に活動をしています。



東伊豆町地域包括支援センター

- 資格を持った職員が、色々なサービスの紹介や相談に応じたり、サービスを提供する機関との連絡・調整行い、高齢者を支援します。
- 介護の悩みや高齢者への生活支援、福祉サービスなど地域資源を利用した総合的な支援、介護保険や福祉サービスの紹介・申請代行、介護が必要とならないための支援、地域のケアマネジャーへの支援などを行っています。

お問い合わせ先：電話 0557-95-1106

まちの取り組み

ふれあいいきいきサロン活動

お茶を飲みながら、歌やおしゃべり、保育園の子どもたちと交流するなど、地域の中で友達づくりや仲間づくりを進める会です。

実施地区：大川地区、稲取地区、奈良本地区

対象：65 歳以上の方（大川地区では 70 歳以上）

※開催日などの、詳しい内容は社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア連絡協議会へお問い合わせください！

2 東伊豆町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 17 年 9 月 1 日要綱第 9 号)

改正 平成 18 年 4 月 28 日要綱第 18 号

(設置)

第 1 条 東伊豆町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、東伊豆町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域福祉計画策定並びに必要な調査及び研究に関すること
- (2) 地域福祉計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること
- (3) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は委員 13 名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 区長会
- (2) 社会福祉関係団体
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、地域福祉計画策定の完了を持って満了とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはあらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(報酬及び費用弁償の支給方法等)

第7条 委員の報酬の支給方法並びに費用弁償の額及びその支給方法は東伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年東伊豆町条例第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月28日要綱第18号)

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

3 東伊豆町地域福祉計画策定委員会委員名簿

◎：委員長

	氏名	区分	備考
1	石井 建三郎	区長会長	
2	鈴木 庄平	民生委員児童委員協議会会長	
3	森田 隆裕	主任児童委員	
4	秋永 峰代	主任児童委員	
5	遠藤 雅英	社会福祉協議会職員	
6	内田 眞理	社会福祉協議会職員	
7	松澤 昇	老人クラブ連合会会長	
8	鬼崎 敏幸	身体障害者福祉会会長	
9	津島 幸子	ボランティア協議会会長	
10	鈴木 八重子	稲取保育園園長	
11	鈴木 新一	行政（副町長）	◎
12	西尾 清	〃（住民福祉課長）	
13	宮原 崇敏	〃（地域包括支援センター）	

敬称略

3 計画の策定経過

	年月日	実施内容
平成22年	10月25日～ 11月12日	「第2期東伊豆町地域福祉計画策定に係る町民アンケート」を実施
	11月29日	第1回東伊豆町地域福祉計画策定委員会開催
	12月21日	第2回東伊豆町地域福祉計画策定委員会開催
平成23年	1月25日	地域福祉関係団体へのヒアリング実施
	2月15日	第3回東伊豆町地域福祉計画策定委員会開催
	3月18日	第4回東伊豆町地域福祉計画策定委員会開催

第2期東伊豆町地域福祉計画

発行年月：平成23年3月

編集：東伊豆町 住民福祉課

〒413-0411

静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 3354

TEL 0557-95-1100

FAX 0557-95-5691